

先着順による公有地売却手続きの流れ

購入申し込み	受付場所	田原市役所 南庁舎3階 財政課管財係
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)
	必要書類	下記の必要書類を財政課管財係へ直接持参してください。 ※郵送やメールなどでの申し込みはできません。 ①普通財産買受申請書(入札不調財産用) ②誓約書 ③住民票(法人の場合は法人登記簿謄本) ④田原市にお住まいの方は市税滞納情報照会同意書 田原市以外にお住まいの方は市町村税の滞納のない証明書
	注意事項	・申し込みの前に計画に見合った土地利用の可否について、あらかじめ関係機関などに十分確認してください。(都市計画法・建築基準法など) ・近隣住民との紛争を引き起こす原因となるような利用や用途に使用することはできません。 ・現地説明会は行いませんので、事前に現地を確認してください。
申し込み資格	次のいずれにも該当しない方とします。 ・地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者 ・過去2年間に於いて、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことがある者 ・地方自治法第238条の3に第1項に規定する者 ・市町村税を滞納している者 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は当該暴力団の構成員 ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の構成員	

契約 (契約保証金の納付)	期限	購入者に決定した日から30日以内
	場所	田原市役所 南庁舎3階 財政課管財係
	注意事項	・契約書は市で用意します。 ・契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。 ・売買代金の100分の10以上の金額の契約保証金を納付してください。 (契約締結時に売買代金を一括して納付する場合は契約保証金を免除します。) ・契約保証金は売買代金の一部に充当することとします。
	用意するもの	①契約保証金(契約金額の100分の10以上の額) ②収入印紙(契約書貼付用) ③印鑑(契約書押印用)

売買代金の納付	期限	契約日から30日以内
	注意事項	残金を全額納付してください。 ※期限内に売買代金を納付しない場合、契約保証金は市に帰属するものとし、返還しません。

所有権移転登記	売買代金の全額が納付されたときに所有権が移転するものとし、所有権移転の登記は市が行います。登録免許税は購入者の負担となります。
物件引き渡し	現地にて物件の引き渡しを行います。 引き渡しは現状のままで行い、地上・地下工作物等の補修・撤去等は市では行いません。

【お問合せ】 田原市役所 総務部財政課管財係 TEL0531-23-3591